

【制度の趣旨】

Q1 本事業の目的は？

A 燃料油価格高騰により厳しい経営環境にある路線バス事業者、タクシー事業者、自動車運転代行業事業者、トラック運送事業者に対し、燃料油購入の負担軽減を行い、引き続き事業継続がなされるよう支援するものです。

Q2 支援金の交付額は？

A 支援金の交付額については、事業者により異なります。詳細は交付申請要領等でご確認ください。支援の対象期間は、令和7年4月～5月21日分となっており、令和7年4月1日（基準日）時点で保有している稼働車両が支援対象となります。なお、1台あたりの支援額は約2カ月分の金額です。

【支援対象】

Q3 本事業の対象事業者は？

A 以下のすべてに該当する路線バス事業者、タクシー事業者、自動車運転代行業事業者、トラック運送事業者が対象です。

- (1) 鹿児島県内に本社、支店又は営業所があること。
(九州運輸局鹿児島運輸支局に登録されている車両を保持している事業所に限る)
- (2) 公営企業でないこと。
- (3) 引き続き事業実施の意志がある事業者であること。
- (4) 代表者、役員及び従業員が鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団関係者でないこと。

Q4 九州運輸局に休車（廃車）の届出をしているが、対象となるか？

A 令和7年4月1日（基準日）時点で休車の届出をしている車両については、対象外となります。今回は、燃料油価格の高騰に着目して支援を行うこととしており、基準日時点で運行している車両を対象としたところです。ご理解いただきますようお願いいたします。

Q5 新しく購入し車両登録した車両は、対象となるか？

A 令和7年4月1日（基準日）時点で登録をしていない車両については、対象となりません。4月2日以降に新しく購入した車両を対象とすることは、車両更新である場合もあり、それを確認することが難しいこと、また2重払い防止の観点から、4月2日以降の登録車両については認めていないところです。一定の基準日を設けることをご理解いただきますようお願いいたします。

Q6 4月1日時点で車両登録されていたが、交付申請日までに休車（廃車）の届出をした車両は対象となるか？

A 令和7年4月1日（基準日）時点で登録をしている場合は対象となります。登録事項等証明書など、車両登録時期及び休車（廃車）時期が分かる書類を提出してください。

Q7 4月1日から交付申請日までに、途中で休車を取りやめた車両については対象となるか？

A 令和7年4月1日（基準日）時点で休車中の車両については、支援額の計算における台数には計上できません。

Q8 リース等により使用している車両は、対象となるか？

A 事業用車両として届出を行った事業者からの申請であれば、対象となります。
※車両の所有者と使用者、両方から重複して申請がなされないようご注意ください。

Q9 燃料油を使用しない車両は対象となるか？

A 本事業は、燃料油価格高騰対策として実施するものであるため、E V（電気）車両は対象となりません。

Q10 運行する会社の変更などで、運送事業の認可書、許可書又は認定証が提出できないが、どうすれば良いか？

A 運送事業の名称変更の届出（九州運輸局鹿児島運輸支局の受付印のあるもの）の写しなど、現在、運送事業を行っていることが分かる書類を提出してください。

【バス】

Q11 特定バス、貸切バスは対象となるか？

A 本事業においては、九州運輸局鹿児島運輸支局に基準日時点で「一般乗合旅客自動車」として登録のある車両を対象としているため、「特定バス」、「貸切バス」については対象外としています。

【タクシー】

Q12 福祉タクシーは対象となるか？

A 本事業においては、九州運輸局鹿児島運輸支局に基準日時点で「一般乗用旅客自動車」として登録のあるタクシー車両を対象としているため、福祉タクシー（福祉限定含む）も対象となります。

【代行】

Q13 運転代行保険の写しはどれを提出すればよいですか？

A 国土交通省令で定める基準（損害賠償額：対人8,000万円以上、対物・車両200万円以上）に適合する代行保険の契約証書・保険証券で、保険期間、補償内容、登録車両番号がわかるページの写しをご提出ください。

【トラック】

Q14 自家用のトラックは対象となるか？

A 本事業においては、九州運輸局鹿児島運輸支局に基準日時点で「貨物自動車」として登録のあるトラック車両を対象としているため、自家用として使用されているトラックは対象となりません。
本事業はトラック運送事業を営んでいる方を支援することを目的としています。ご理解いただきますようお願いいたします。

Q15 被牽引車は対象となるか？

A 本事業は、燃料油価格高騰対策として実施するものであるため、自走しない車両である被牽引車は対象となりません。

【その他】

Q16 支援金の申請方法は？

A 今回の申請方法は、電子申請・郵送のみになります。路線バス事業者、タクシー事業者、自動車運送代行業事業者、トラック運送事業者ともに1回の申請となります。申請様式等については、案内チラシや鹿児島県ホームページをご確認ください。

Q17 支援金額が交通機関毎等に異なるのはなぜか？

A 支援額の詳細についてはお答えできませんが、交通機関や油種によって、燃費や走行距離、稼働時間等が異なるため、これらを総合的に勘案し、支援額を定めております。

Q18 会社の代表が変更になった場合、提出するものはありますか？

A 履歴事項全部証明書の写しをご提出ください。

【提出物】

Q19 どの納税証明書が必要か？

A 県税の未納がないことを証する納税証明書で、各地域振興局・支庁で発行されるものです。申請日以前3カ月以内の証明書日付のものをご提出ください。

Q20 納税証明書は毎回提出しなければならないのか？

A 令和4年度から令和6年度にかけて納税証明書を提出された事業者の方も、今回は新年度の申請となりますので、あらためて納税証明書をご提出ください。

Q21 納税証明書は原本が必要ですか？

A 納税証明書は写しでも構いません。ただし、申請日以前3カ月以内に発行された証明日付のものをご提出ください。

Q22 車検証が2種類あるがどちらも必要ですか？

A 自動車検査証（A6サイズ）と自動車検査証記録事項（A4サイズ）がありますが、この事業では自動車検査証記録事項（A4サイズ）の写しをご提出ください。なお縮小コピーせず、必ずA4サイズ（原寸大）の写しをご提出ください。

Q23 申請書兼請求書と車両一覧表はどこで入手できますか？

A 鹿児島県の専用ホームページからダウンロードできます。申請書兼請求書は全2ページです。なお、車両一覧表は事業者の種別によって様式が異なりますので、ご注意ください。